

社会福祉法人ホープ  
役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ホープ（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員をもって報酬は支払わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する日常的に法人業務に就く非常勤の役員に対しては報酬を支払う。職員として法人の設置する施設に勤務する者を除く。

(1) 法人常務を補佐し法人及び施設運営の円滑化を図るための業務。

2 前項の報酬の額は、労働に相当する金額とし理事会において決定する。

(改 正)

第3条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、2005年 4月 1日から施行する。

この規程は、2005年10月16日から施行する。

この規程は、2007年 4月 1日から施行する。

この規程は、2009年 4月 1日から施行する。

この規程は、2010年 4月 1日から施行する。

この規程は、2011年 2月13日から施行する。